

令和7年4月27日

報道関係者 各位

田辺市選挙管理委員会
事務局長 栗本 和典

田辺市長選挙及び田辺市議会議員一般選挙における
投票用紙の交付誤りについて

このことについて、令和7年4月27日午前10時ごろ田辺第14投票所「万呂コミュニティセンター」、午後1時20分ごろ田辺第41投票所「目良町内会館」及び午後3時40分ごろ田辺第48投票所「新万町内会館」において、選挙人の確認を十分行わないまま、本来投票できない者3人に対して、投票用紙を交付する誤りがありました。

田辺第14投票所と田辺第41投票所における投票用紙の交付誤りにつきましては、当該選挙人は入場券を発行後に転出されていますが、入場券を持参して投票所に入場された際、事務従事者が選挙人名簿との照合を行うに当たって、入場券の持参を信用したことから他市町村転出の表示を見逃し、当該選挙の選挙権がない者に投票用紙を交付し、投票させてしまったものでございます。

また、田辺第48投票所における投票用紙の交付誤りにつきましては、入場券を持参せず期日前投票を行った者が、本日入場券を持参して投票所に入場された際、事務従事者が入場券の持参を信用したことから期日前投票済の表示を見逃し、当該選挙の選挙ができない者に投票用紙を交付し、投票させてしまったものでございます。

選挙前説明会を行うとともに、事案発生後、各投票所に再度、適切な名簿対象を徹底するように注意喚起を行いました。このようなことはあってはならないものと深く反省しております。

今後の選挙事務におきましては、今回のことを教訓とし、気を引き締め取り組んでまいります。

田辺市選挙管理委員会
担当 栗本、中岡、小竹
電話0739-26-9945
内線3651, 3652, 3653